

# 高等学校の広域通信制の課程 に関する調査結果について

平成26年1月

文部科学省初等中等教育局  
初等中等教育企画課教育制度改革室

# 調査概要

## (1) 調査方法

書面(アンケート)による調査

## (2) 調査対象

- ① 広域通信制高等学校(県教育委員会、各都道府県、認定地方公共団体を通じて調査)
  - ・県立高校:1校
  - ・学校法人立高校:65校(1分校含む)
  - ・株式会社立高校:21校
- ② 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体(以下、認定地方公共団体)
  - ・21認定地方公共団体
- ③ 各都道府県
  - ・47都道府県(うち、28都道府県が広域通信制高校を所管)

## (3) 実施時期

平成25年8月～9月

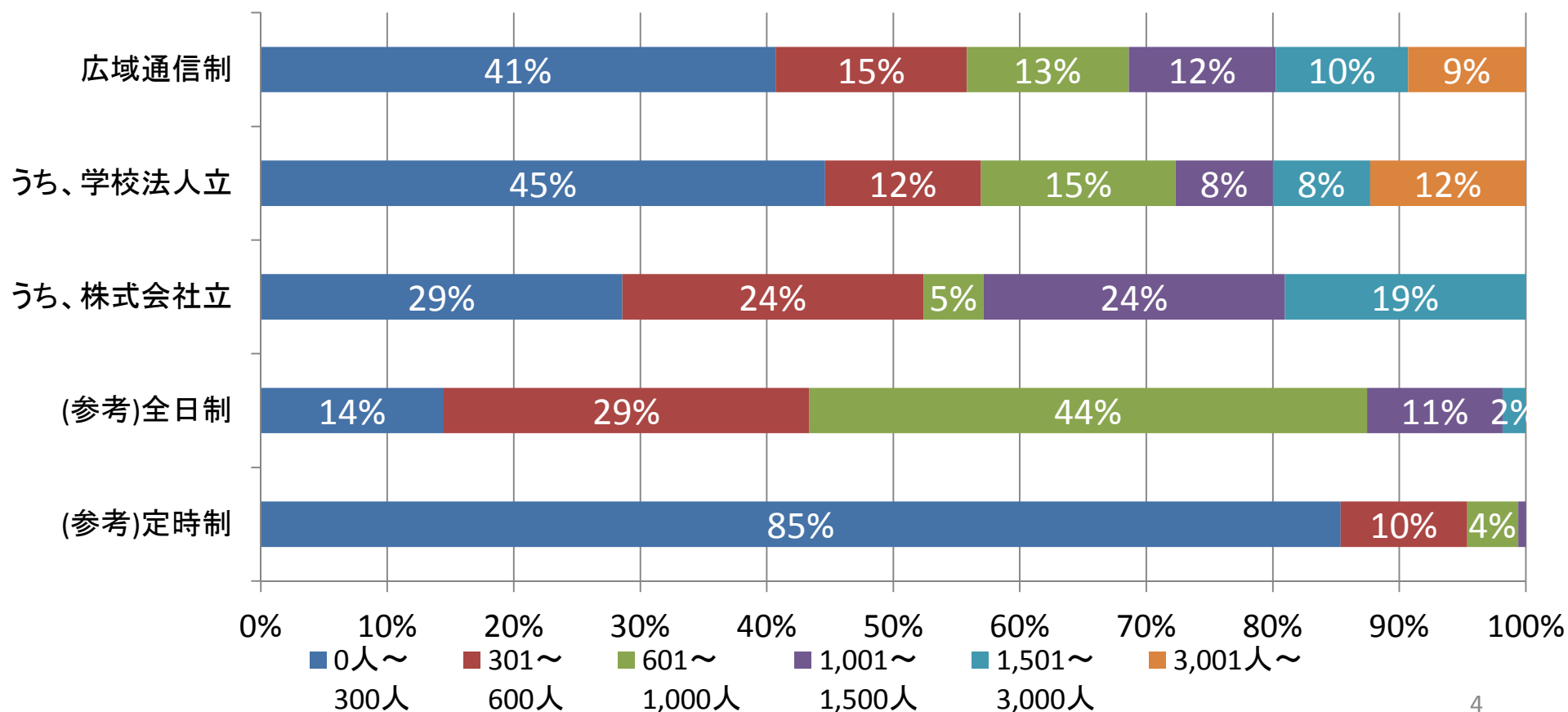
※調査結果の内容は、調査において各調査対象から報告された内容等による。

※各データの集計においては、回答が不備であったもの及び不明確であったものを除いている。

# 1. 高等学校に関する調査

# 広域通信制高等学校の 生徒数別学校規模の分布

- 通信制の課程においては、300人以下の小規模校が約4割。  
一方、1000人以上の大規模校も3割。
- なお、定時制の課程の多くは300人以下の小規模校が多い(8割強)。

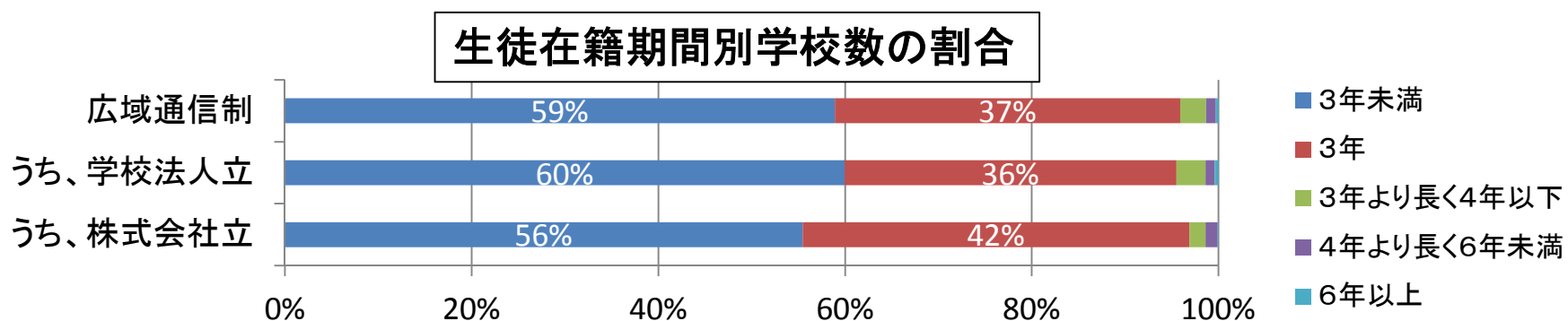


# 広域通信制高等学校の 生徒在籍状況及び生徒・教員比率

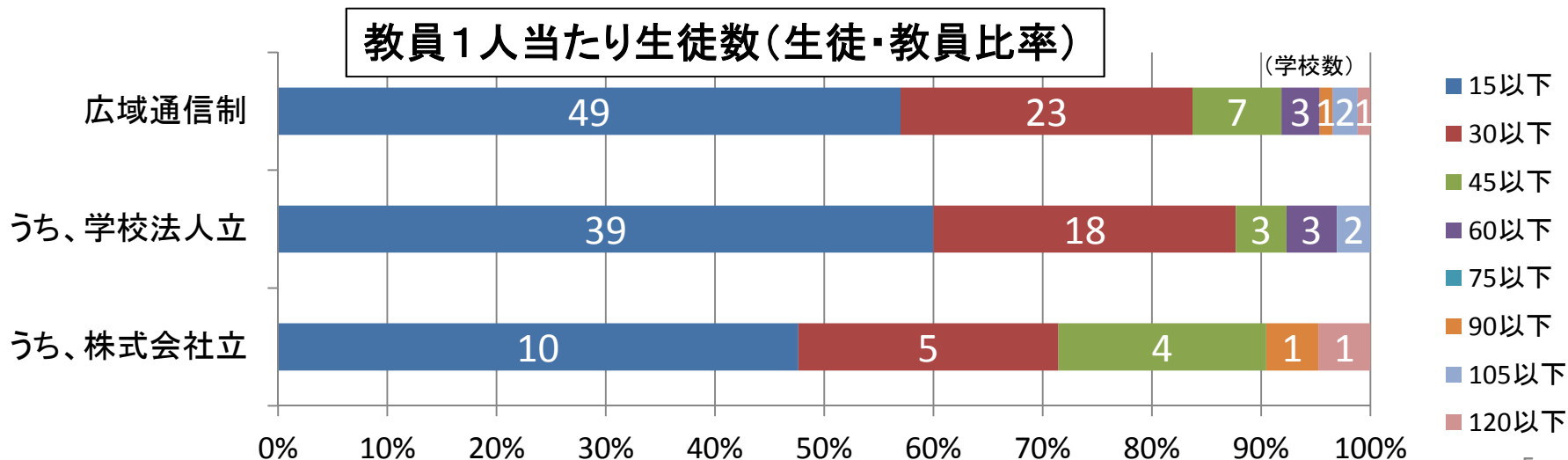
○ 通信制の課程では、生徒が3年未満で卒業する割合が高い学校が半数以上。

○ 一部の高校では教員1人当たり生徒数が非常に高い。

全日制・定時制高校の教員1人当たり生徒数は11.3 (※ 平成25年度学校基本調査を基に算出)



(注) 1学校法人立高校、1株式会社立高校は平成25年4月開校のため、卒業者がいないことからそれぞれ除外して算出



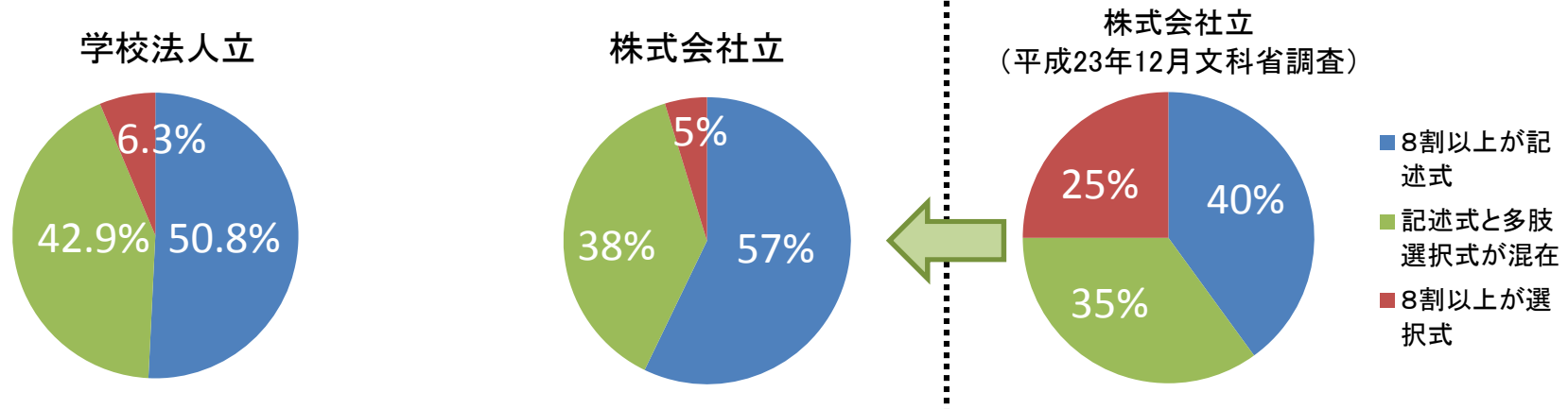
※ 全日制・定時制高校の教員1人当たり生徒数は11.3 (※ 平成25年度学校基本調査を基に算出)

# 添削指導

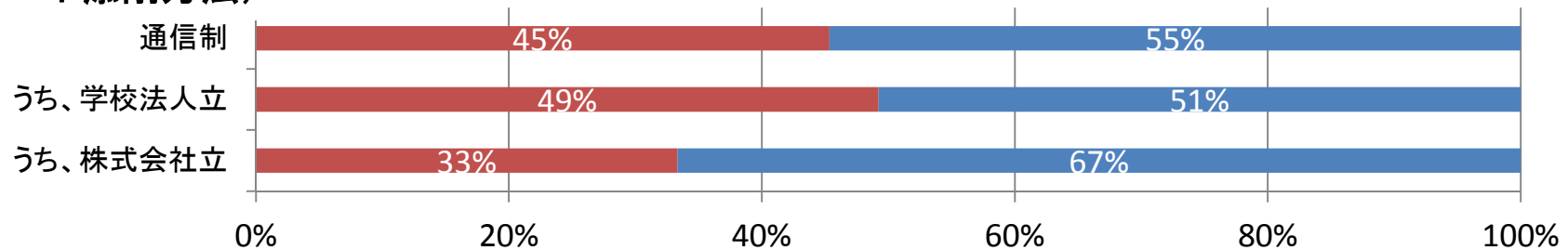
(レポートの回答形式・添削方法)

- レポート回答方法が、多肢選択式(約8割以上)である広域通信制高校は約5~6%。
- レポート添削方法として、採点(評価)または正解の記載のみ行う広域通信制高校は、学校法人立では32校(49%)、株式会社立では7校(33%)。
- ごく一部であるが、教員以外の者に採点等のレポート添削を行わせる高校も存在。

(レポート回答方式)



(レポート添削方法)

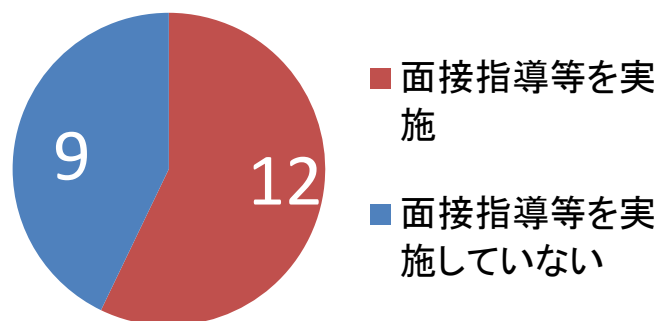


- 「採点(評価)」または「正解を記載」するのみで返却
- 「一人一人の到達度に応じた解説を付す」または「対面指導を行っている」

# 特区区域外における面接指導等について

○ 特区区域外にあるサポート施設(面接指導等施設)において面接指導等を実施している株式会社立高校は12校。

株式会社立高校(広域通信制)



【参考】「学校設置会社による学校設置事業に関する取扱いについて」(平成24年10月5日内閣府通知)

記

1. 特区法第12条に規定する特例措置の適用を受けて学校設置会社が設置する高等学校が通信制の課程で行う教育として面接指導等(高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号)第2条第1項に規定する添削指導、面接指導及び試験をいう。)を行う場合、当該面接指導等は認定計画に記載された構造改革特別区域の区域内において行われる必要があること。これは、「株式会社立通信制高校に係る特定事業に関する取扱いについて(通知)」(平成18年8月1日 内閣府構造改革特区担当室)(別添2参照)を踏まえ、改めて特区法の趣旨に沿った運用を求めるものであること。

なお、対応方針においては、本特例措置の運用に当たっては、現に学んでいる生徒・保護者の利益及び安定的な学校設置会社が設置する高等学校の運営の継続に十分配慮するとともに、当該高等学校が掲げる教育の目的・内容にも十分留意しつつ過度な規制強化につながらないようにしなければならないとされており、これに十分留意すること。

(略)

# 高等学校に関する調査まとめ

- 学校規模については様々。300人以下の小規模校もあれば、数千人の大規模校も存在。
- 3年未満で卒業する生徒が多い高校が半数以上あり、転・編入学の受入れが主となっていることが伺える。
- 一部の広域通信制高校では教員一人当たり生徒数が非常に高い。
- 添削指導について、大半が記述式か多肢選択式との混合式であるが、学校法人立・株式会社立ともに一部の学校では多肢選択式を中心とした添削指導(レポート)を行っている。
- レポート添削について、解説を付したり対面指導を行わず、採点又は正解の記載のみで行っている広域通信制高校は約4割(学校法人立の学校は約5割、株式会社立の学校では約3割)。
- 特区区域外にあるサポート施設(面接指導等施設)において面接指導等を実施している株式会社立高校は12校。

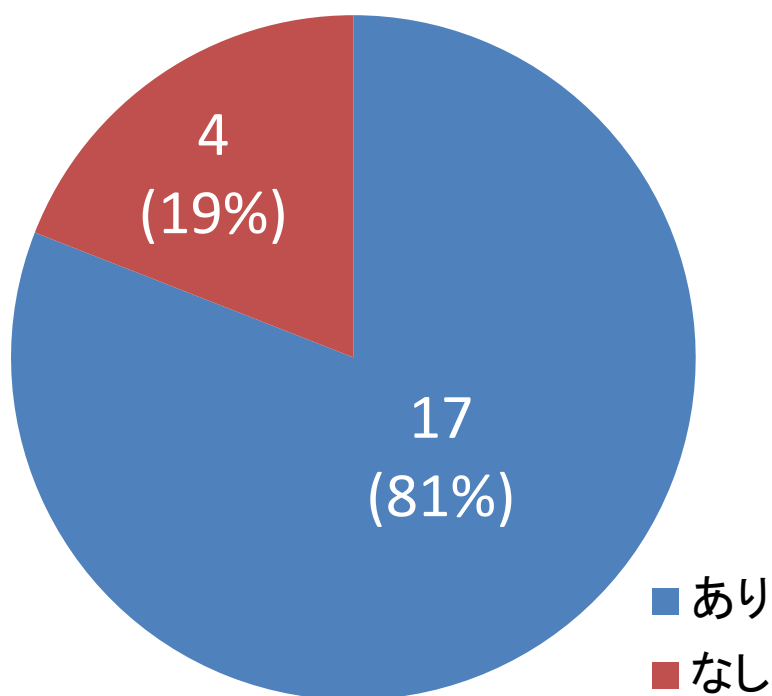


## 2. 認定地方公共団体に対する調査

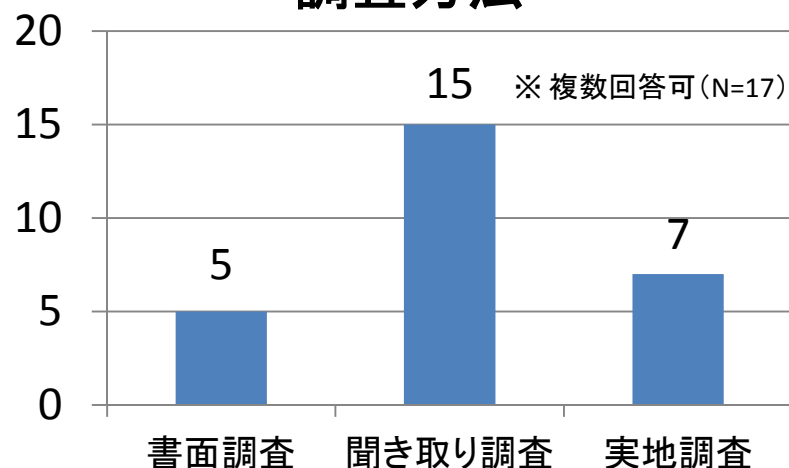
# 文部科学省通知(H24.9.21)を踏まえた、所管する広域通信制高校の教育活動状況等に係る調査実施状況

- 文科省通知を踏まえて調査を実施した認定地方公共団体は17団体(81%)。
- 調査方法は、主に聞き取りが中心で、実地調査まで行った団体は7団体(41%)。

## 調査の実施の有無



## 調査方法



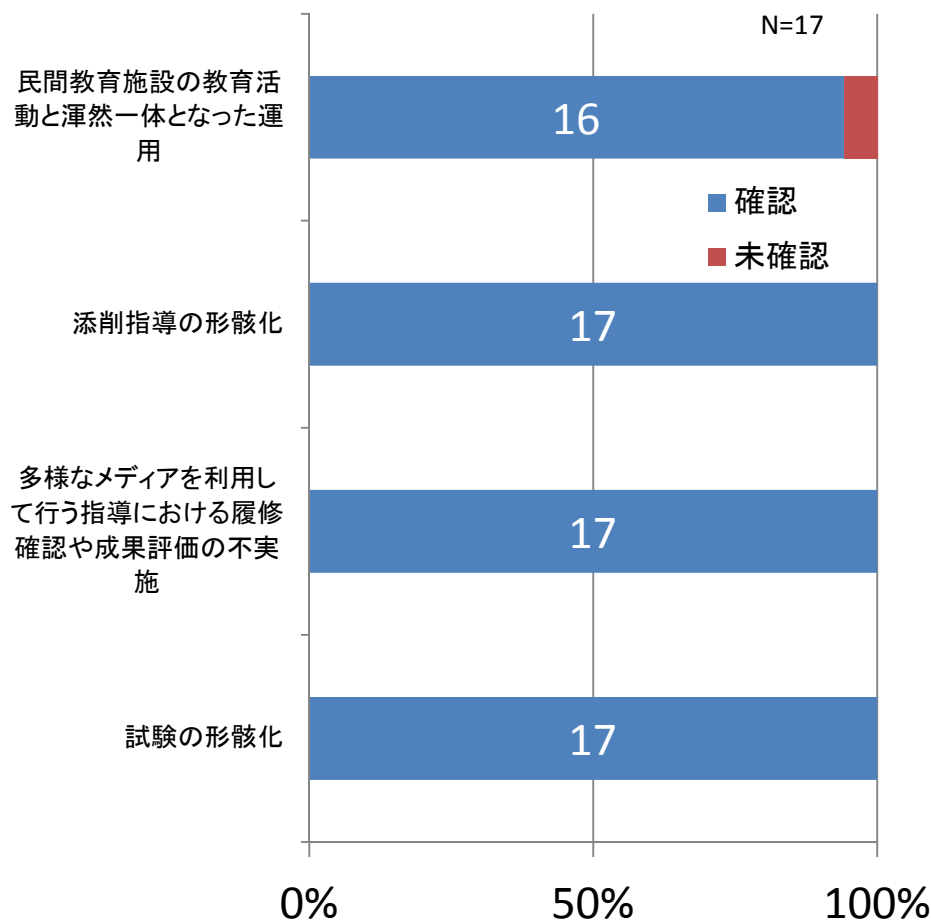
## 調査を実施しなかった理由

- 現時点では教育行政経験を持ち、助言を行う職員の配置等の体制がとられていないため、そこまでの調査が行われていない。
- 今後、実施する予定。

# 不適切な事例等と改善対応例

- 調査を実施した団体においては、文科省通知の指摘事項は概ね調査している。
- 把握した不適切事例については、各団体で指導・改善の取組を行っている。

## 通知の各事項に関する調査の有無



## 不適切事例の把握と改善対応例

### ○ 添削指導

- ・ 機械的に採点できるマークシート形式を廃止し、記述式へ移行
- ・ 正誤のみの記載を廃止し、必要な解説等を付記

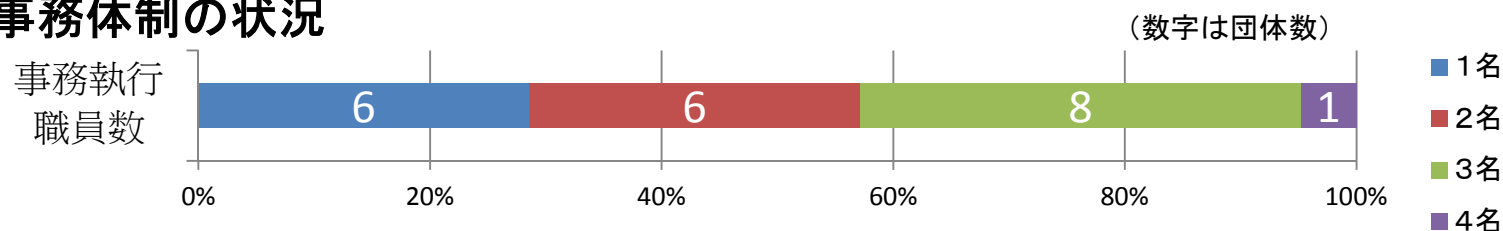
### ○ 試験

- ・ 前年度の使い回しを廃止し、年度ごとの新しい問題を作成
- ・ 約7割の生徒が特区区域外で試験を実施しており、今後の試験の実施方法について検討。

# 事務体制について

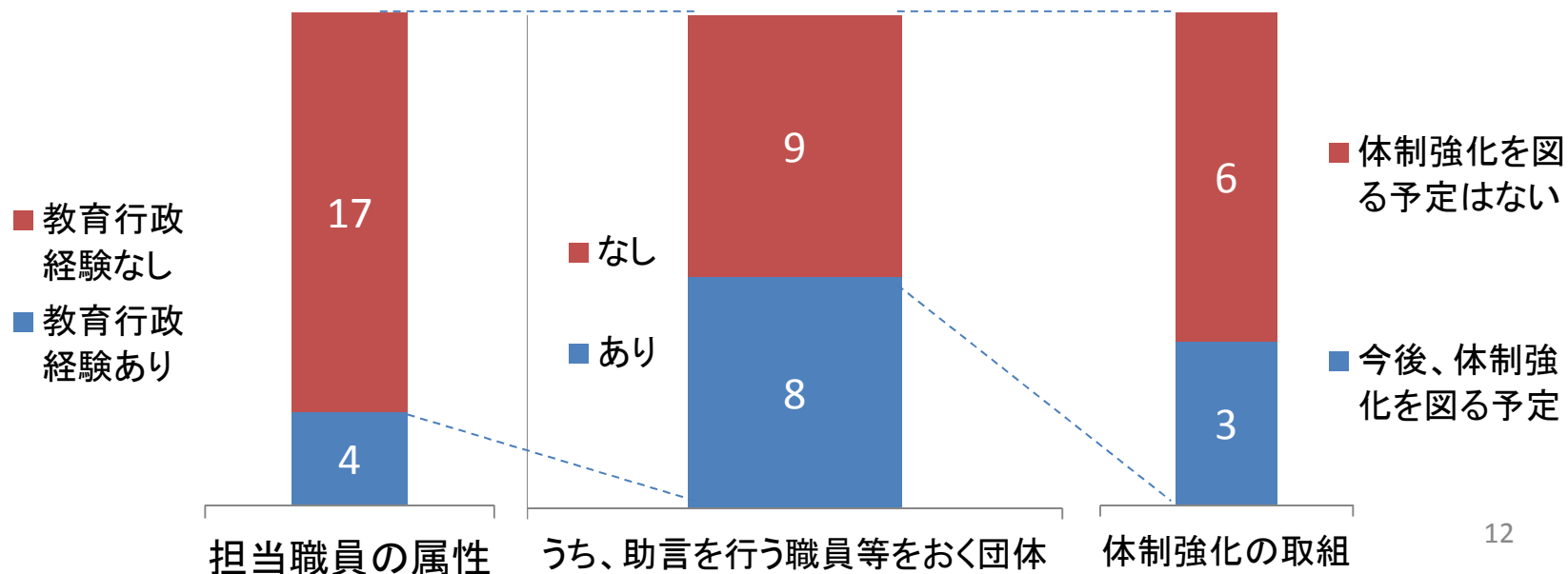
- 事務体制は概ね1名～3名で、教育行政経験がない場合が多い。
- 職員に教育行政経験がなく、かつ、助言体制等を取っていない団体は9団体。うち、体制強化を図る予定がない団体は6団体。

## ■ 事務体制の状況



※ 事務局を教育委員会に置く団体も存在するほか、主に、総務課、教育総務課、財政部企画課、企画調整課、企画課、広報課などに置かれている。

## ■ 教育行政経験者の配置や助言体制等



# 事務体制について

## ■ 体制強化を行わない理由

- 現在の高校の運営状況(在籍生徒数が極端に少ないなど)では人件費を確保することが困難。学校の状態によっては、今後、高等学校教諭OBなどを指導者(嘱託員)として設置する可能性もある。
- 体制の強化を図らなければいけないことは認識しているが、人材確保が難しいことや、登用するための町の受入体制の準備等が整っていないため。
- 現状で対応できている。
- 学校運営においては適切に実施されていると考えている(学校設置審議会を設置し、毎年学校評価を実施し、助言等を行っている)

## ■ 今後、体制の強化を図る予定

- 事務体制強化の必要性については認識しているものの、現時点においては具体的な体制強化は図れていない。今後は、教育経験者の助言指導体制の充実強化を図っていきたい。
- 職員不足などにより人的な体制強化は難しい状況であるため、聞き取りや今後の運営についての打合せや協議を行っているところ。
- 指導監督を主な業務とする嘱託員(高校の管理経験者)を配置する予定。

# 広域通信制高校の設置事業による 成果・効果の例について

## （生徒に与える効果）

- 農林業を中心とした体験学習や、自然とのふれあい等により、不登校状態にあった生徒の心の癒しが図れると共に、自己実現を達成している。
- 集中スクーリングに訪れる生徒に対し、基幹産業である酪農業の体験学習指導を町民が行うことで自らの職業観を見直し、誇りと使命感を持って仕事と向き合うことができる。

## （地域住民や地域活性化などの効果）

- 生徒による地域行事への参加は、伝統文化の体験のみならず、少子高齢化が進展している地域にとって、欠くことのできない人材であると共に、地域活性化及び振興の一役を担うことで、活発な人材交流が図られ、村民の活力が高められている。
- スクーリング時に行う体験学習やボランティア活動を仲介するNPO法人の活動により、さまざまな地域の活性化が図られ、地域振興につながっている。
- 学校周辺の地域住民を対象に、無料の科学講座を開催したり、伝統芸能の練習場所として体育館を開放するなど、学校の人材や施設を地域社会に還元し、良好なコミュニティの創造に多大な貢献をしている。
- 教職員が、留学経験や教授経験を活かし、淡路市内の小学校へ出向きボランティアによる英語授業の補助をおこなっており、英語教育の一役を担っている。

## （遊休施設の利活用や財政面での効果）

- 遊休ホテルの校舎利用など遊休資源の活用や地元の雇用の確保、スクーリング時における宿泊施設の利用や種々の地域振興プロジェクトの実施による地域の活性化に貢献。
- 施設などの賃借料、使用料、教材費、事務用品費、臨時職員の雇用、教職員の日常生活により、大きな経済効果をもたらしている。
- 経営の黒字化による税収の確保。

# 認定地方公共団体に関する調査まとめ

- 文科省通知(H24.9.21)を踏まえ、17の認定地方公共団体が不適切な事例等の実態調査を実施(81%)。機械的に採点できるマークシート形式の見直しや正誤のみの記載を廃止し、必要な解説等を記載、試験問題や試験場所の見直しを行うなどの指導改善が行われている。
- 事務体制として1名～3名程度で構成されており、教育行政を経験した者を置いていないところは17団体(81%)。
- そのうち、助言体制等を置いておらず、かつ、体制強化を図る予定はないとしているところは6団体(29%)ある。その理由として、人材確保が難しいことや財政上の課題なども挙げられている。
- 特区制度を活用した設置事業による成果・効果として、体験学習等により不登校生徒等の受け皿となっていることや、地域住民や地域産業との連携による地域活性化、税収増等の経済効果などが挙げられている。

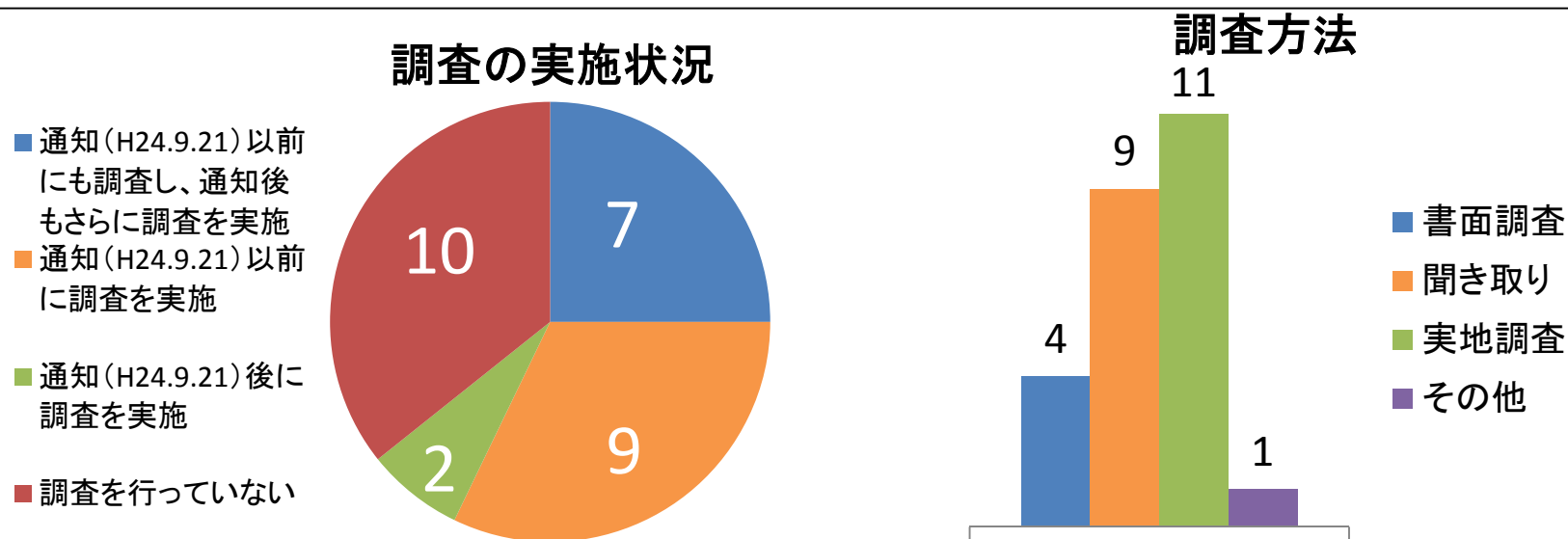




### 3. 都道府県に対する調査結果

# 所管広域通信制高校の教育活動状況等に係る 調査実施状況

- 10都道府県(36%)は教育活動状況等に係る調査は実施していないと回答。
- その理由として、面接指導施設に制約をかけている都道府県以外では、これまで問題となる情報がなかった、調査権限が不明、事務執行体制が整っていないなどの理由が挙げられている。



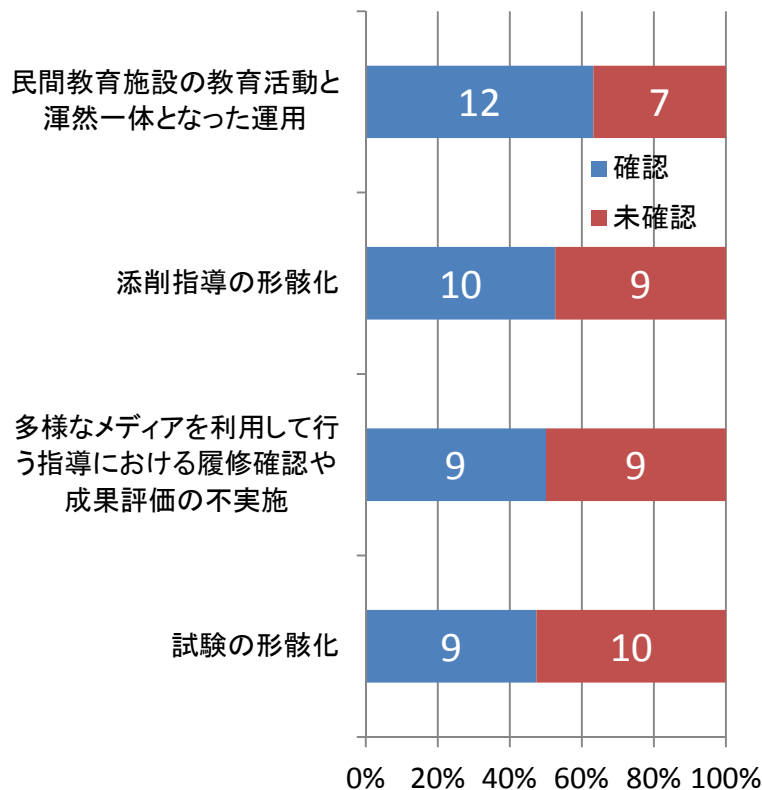
## ■不適切な事例等の実態調査を行わなかった理由・背景等

- サポート施設における面接指導等を認めておらず、高校又は面接指導施設において実施するように指導しているため。
- 面接指導等については、本校(協力校及び技能連携校を除く)で実施することとし、認可してきた。
- 従来から新設の場合、学校から任意の届出提出を依頼しているため。
- 特に、問題となる不適切な教育活動や苦情に関する情報に接しなかったことから実施していない。
- 調査を行うにあたっての権限等が未定のため。
- 既に実態が既成事実となり先行しており、対応が後手になっていることから、現時点で実際上の指導が行いにくい状況がある。
- 文科省通知(H24.9.21)の周知徹底を図った。
- 事務執行体制が実態調査を行える状況になっていない。

# 不適切な事例等の把握について

- 教育活動状況等の把握に関し、通知で示した事項の調査を実施している自治体は約半数程度に留まっている。
- 不適切な事例を把握した自治体では、それぞれ指導による改善に取り組んでいる。

## ■ 通知の各事項に関する調査の有無



## ■ 不適切事例の把握と改善対応例

### ○ 添削指導

- ・以前はマークシート方式による添削指導が行われており、行政指導を行った結果、一部筆記式による添削指導を導入。

### ○ 面接指導

- ・県への申請内容とは異なる施設で面接指導等が行われていた事例について、県への報告を適切に行うよう指導するとともに、面接指導等を行う施設は、すべて学則に記載する方向で見直し中。

### ○ 管理運営その他

- ・HP上などで技能連携施設や分室を〇〇高校△△キャンパスと称している事例があり、生徒や保護者等から誤解を招かない名称を使用するよう指導。
- ・入学許可、卒業認定が口頭で行われていた学校や、面接指導実施施設等で面接指導を行う教員の多くが臨時免許状しか持たないか、普通免許状を持っている教員も、他の教科の臨時免許状を取得し、他の教科も担当することが常態化している学校等があり、これらの学校に対し文書指摘を行い、速やかに必要な措置を講ずるよう指示するとともに、改善計画書を提出させている。
- ・学則定員を超えた生徒の受入れがあり、学則定員の遵守について、理事長及び校長と面談を行い、文書指導を行った。
- ・教育区域外からの生徒の受入れがあり、その後、毎月の生徒数及び生徒の居住する都道府県名を報告させている。
- ・教職員等の体制については、教員名簿、免許状の写し等に係る書類等により確認しているが、教員の雇用関係が不明確で、民間教育施設による教育活動と渾然一体となっているような状況が伺える。(※一部検査を実施し、明らかに法令違反に該当する事項については、文書による指摘を行った。)

# サテライト施設の把握状況

○ サテライト施設のうち、自校施設や法定の協力校・技能連携校については積極的な把握が図られているが、民間教育施設等の把握を行っている自治体は約半数。

サテライト施設	積極的な把握を行っている都道府県数	学則記載事項としている	施設のリストの提出を求めている	新規開設等の際に報告させている	その他
自校施設として設置する面接指導等のための施設	27 (96%)	19	4	10	7
協力校	27 (96%)	23	3	5	5
技能連携校	23 (82%)	11	3	6	6
通信制高校と連携する添削課題のサポート等を行う民間教育施設	15 (54%)	3	2	5	7
その他	3 (11%)	1	0	1	1

※ 広域通信制高校を所管する都道府県は28

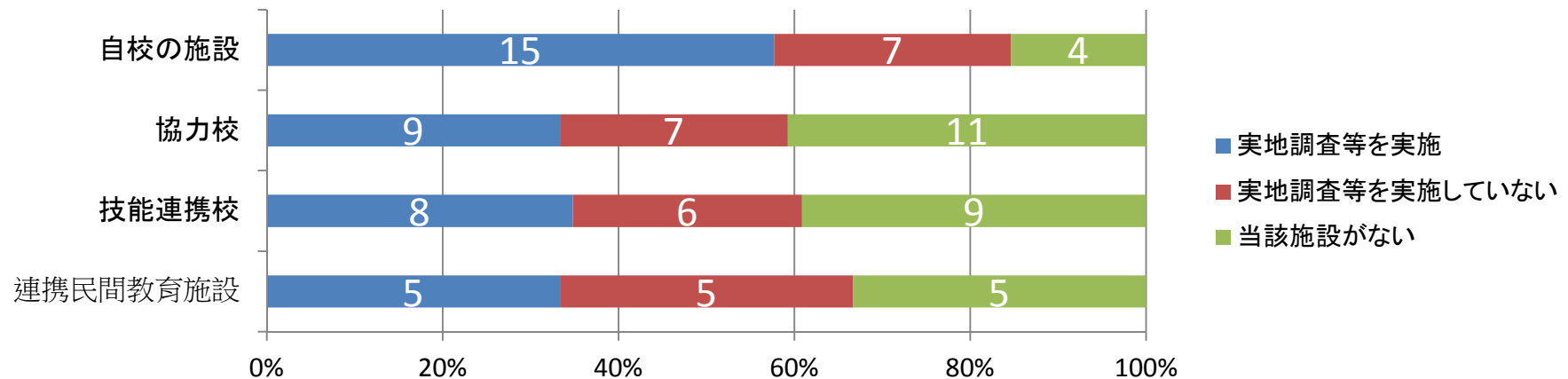
※ 協力校については、学校教育法施行規則第4条第2項第2号において学則記載事項として義務付けられている。

## ■サテライト施設の所在を把握していない主な理由

- 学則への記載や、施設の一覧の提出を義務付けていないため。
- 添削指導をサポートする学校については、生徒個人で通う場合もあり、把握が難しいため
- 県内の広域通信制高校は、当初計画においていずれもサポート校の設置を予定していない。仮に今後、サポート校を設置することがあれば、報告を求める。

# サテライト施設における教育活動の把握状況

○ サテライト施設の所在を把握していても、その施設での教育活動について調査・把握を行っていない自治体は約3割弱。



## （実地調査の例）

- サテライト施設が所在する県外6カ所について、原則として1年に1カ所ずつ現地で実態調査を実施。なお、H25は全施設の一斉調査を実施。
- 年一回実地検査を実施し、生徒の出席状況や教員について確認。
- 隔年で行う本校への学校訪問調査の際に、当該施設での教育活動の状況確認を聞き取りにより行っている。
- 経常費助成費国庫補助金の検査として実施。
- 学則変更認可申請時等に現地調査や書類確認等の方法により実態調査を行っている。
- 例年、私学審議会の前に、実態調査をしている。

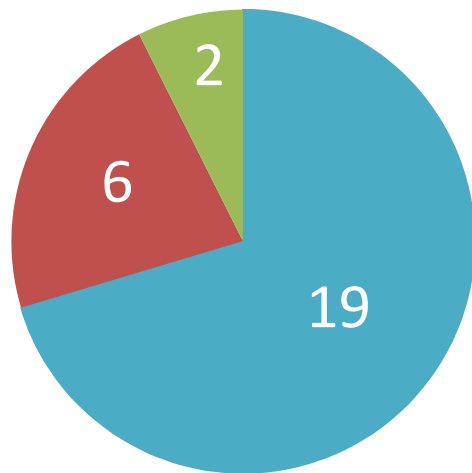
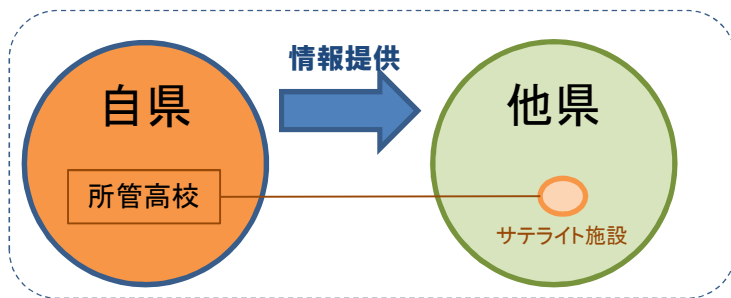
## （実地調査をしていない例）

- 認可時に、当該施設の面接指導に利用する教室の面積及び教員配置等を確認しているが、施設数が多いこと及びその多くが県外に所在するため、実態調査等による状況確認までは出来ていない。
- 法律上義務付けられていない事務であり、県域を超える活動状況について確認するための人的・財源的な余裕もない。
- 特に、教育活動について問題となったことがなく実態調査を行っていない
- 利用者数が少ないため。

# サテライト施設の情報提供状況

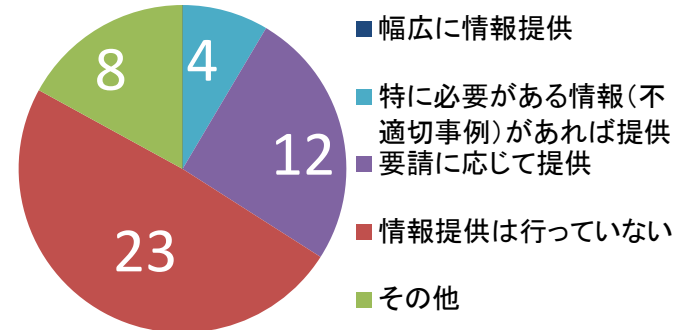
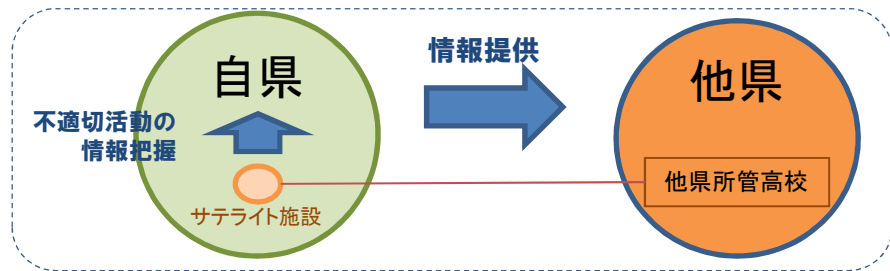
- 所管広域通信制高校の情報は多くの都道府県が提供を行っているが、県内にある所管外の広域通信制高校の教育活動について、約半数は情報提供を行っていない。
- 他方、他県所管高校のサテライト施設に関し、情報提供を求める声は多い(約9割)。

## 所管広域通信制高校の情報提供



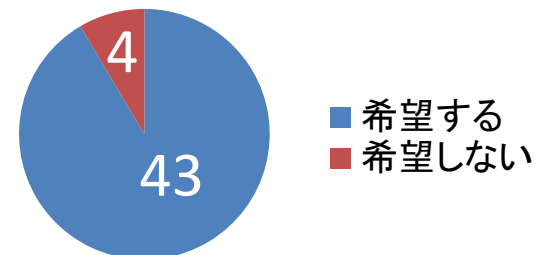
- 要請がなくとも積極的に情報提供
- 要請に基づいて提供
- 情報提供は行っていない
- その他

## 他の都道府県等の所管広域通信制高校の情報提供



- 幅広に情報提供
- 特に必要がある情報(不適切事例)があれば提供
- 要請に応じて提供
- 情報提供は行っていない
- その他

## 他県所管高校のサテライト施設に関する情報提供の希望



- 希望する
- 希望しない

# 広域通信制高校の指導・監督等に関し、 課題と感じている事項

## ■他の都道府県など、区域外に所在する所管高校のサテライト施設についての把握が困難

- 相談や苦情が寄せられても、他都道府県での教育活動の実態把握が著しく困難。
- サテライト施設、サポート施設、技能連携施設等当該都道府県の区域外に所在するため、実地調査が困難。
- 調査を通して、教育内容に偏りがあると感じる場合もあるが、私立学校の自主性を考慮すると、指導に限界がある。

## ■他の都道府県が所管する広域通信制高校のサテライト施設については、位置づけが不明であり、また、指導権限等もないことから把握・対応が困難

- 県内にある他県の学校のサテライト施設がどのような位置づけにあるのか分からないため、県民から質問を受けても、きちんと回答できない。
- 他県等で認可された広域通信制高校が本県にサテライト施設を設置している場合、当該高校及び本県にあるサテライト施設に対しては何らの指導権限がない。
- 他県で設置されている広域通信制高校の教育施設が県内にあっても、その設置届が出てくることがないため、実態が把握できていない。今後は教育施設が増えていくものと考えられることから、これらの施設を何らかの手段で把握することが課題。
- 他県が認可した通信制高校について、実態を把握する方法もなく、指導する権限もないため、不適切な教育活動等の報告があっても対応し難い。

## ■サテライト施設に係る一律の基準の設定や高等学校通信制教育制度の再構築が必要

- 広域通信制高校のサテライト施設の取扱いが全国的に統一化されていない。例えば、面接指導を行う施設として大学、短大、専修学校、指定技能教育施設以外に、他県の状況では、各種学校、公民館、民間ビルなどを認めたものもある。都道府県を跨ぐ通信制高校の認可は、都道府県ではなく文部科学省の所管のほうが統一的な取扱いや指導・監督が強力にできるのではないかと。
- 他の学校等の施設の取扱いについては、各都道府県で異なることから、統一的な指導等を行うことができない。
- 同じ都道府県内にある学校であっても、府県によって審査基準が異なるため、他府県認可校と都道府県認可校との取扱いに差が生じることがある。
- 全国の広域通信制高等学校の運営や教育活動の状況、所轄庁の関与の状況等について実態を把握した上で、関係法令の改正等、変容した社会環境と学校運営の実態を十分に踏まえた高等学校通信制教育制度の再構築を実施するよう強く要望。

# 都道府県に関する調査まとめ

- 文科省通知(H24.9.21)を踏まえて実態調査を行っている都道府県は半分あり、マークシート方式による添削指導や民間教育活動と渾然一体となった事例、学則定員を超えた生徒の受入れなどの不適切な事例を把握した所轄庁においては、指導を通じた改善を進めている。
- サテライト施設の教育活動の把握について、県外の施設の実地調査も実施している都道府県もあるが、事務負担が大きいことや学則記載事項でないこと、調査が法令上義務づけられていない事務であること、人的・財源的な制約があることなどから調査は困難という意見がある。
- 所管する広域通信制高校のサテライト施設については、要請があれば情報提供を行っているが、他都道府県が所管する広域通信制高校のサテライト施設については情報提供を行っていないところが多い。他方で、約9割の都道府県が、他都道府県の所管する広域通信制高校の情報提供を希望。
- 広域通信制の課題として挙げているものとしては以下の通り。
  - 所管する広域通信制高校については、他の都道府県での教育活動の把握が困難。
  - 他県の通信制高校のサテライト施設について、施設の位置づけが不明であることや、指導・調査権限がない。
  - サテライト施設の扱いについて全国的な基準がないことなどから統一的な指導が困難である、サテライト施設に関する統一的な取扱いなど高校通信教育制度の見直しが必要。